

事業主様

東京都金属プレス工業健康保険組合
理事長 嶋村 誠
(公印省略)

算定基礎届のご提出について

時下、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より、当健康保険組合の事業運営につきまして格段のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年度も算定基礎届をご提出していただく時期がまいりました。算定基礎届のご提出にあたり、下記の点にご留意いただき郵送、又は、電子申請での提出にご協力をお願い申し上げます。

社会保険労務士委託事業所につきましては委託先へ送付いたします。

なお、組合システム変更に伴う算定基礎届の取扱いの変更についても併せてご案内いたします。

記

1. 算定基礎届の提出について

- | | |
|----------|--|
| (1) 提出期間 | 令和7年7月1日（火）～7月11日（金） |
| (2) 送付先 | 東京都金属プレス工業健康保険組合
〒130-8553
東京都墨田区両国4-30-7
電話 03-3634-5151 |

2. ご提出いただく書類、帳簿等について

- (1) 算定基礎届及び事業所状況確認表

※ 賃金台帳簿の確認が必要となる場合は、当健康保険組合よりご連絡をいたします。提出にご協力をお願いいたします。

3. 算定基礎届について

- (1) 算定基礎届を届出用紙で作成する場合は、被保険者情報の印字を希望された事業所には5月末現在のデータを単票帳票に印刷しております。氏名等が印字されていない方は追記してください。
- (2) 電子媒体で作成する場合は、日本年金機構のホームページを参照し、届書作成プログラムの更新等を確認のうえ作成してください。

(3) 電子申請で作成する場合は、申請APIへの対応、GビズIDの取得、又は、電子証明書の取得等の環境を整えたうえで作成してください。

※ 印字用紙以外での提出を希望する場合は、貴社でご用意ください。

※ 電子媒体・電子申請で使用する被保険者情報につきましては、日本年金機構の「オンライン事業所年金情報サービス」より利用できるデータがあります。氏名等情報のない方については情報を追加して提出してください。

※ **厚生年金保険の届書は、日本年金機構へ直接提出をお願いいたします。**

(内容の訂正があった場合はそれぞれに連絡をお願いいたします。)

日本年金機構あての届書が当健康保険組合に提出された時は、返送させていただきますこととなりますのでご了承ください。

< 作成上の留意点について >

(1) 支払基礎日数について

○月給者で、4月・5月・6月の支払基礎日数に17日未満の月がある場合は、その月を除いて標準報酬月額を決定します。

○パートタイム労働者で、4月・5月・6月の支払基礎日数が全て17日未満の場合は、支払基礎日数が15日以上で標準報酬月額を決定します。

○特定適用事業所に勤務する短時間労働者は、支払基礎日数が11日以上で標準報酬月額を決定します。

○途中入社月に1か月分の給与が支給されない場合は、支払基礎日数に関わらず入社月を除いて標準報酬月額を決定します。

※月給者が欠勤した場合は、欠勤減額の規定の日数（就業規則、給与規定に基づき事業所が定めた日数）から欠勤日数を差し引いて、支払基礎日数を記入してください。

(2) 届出用紙について

○7月1日以前に被保険者資格を喪失された場合は、該当者欄を抹消のうえ、備考欄に「資格喪失」の旨及び「喪失年月日」を記入してください。

なお、資格喪失届を未届の場合は、速やかに届出を提出してください。

○届出書に印刷されている項目の事業所番号、被保険者整理番号、被保険者氏名、生年月日、従前の標準報酬月額、事業所所在地、名称及び事業主氏名を確認していただき、相違があれば修正のうえ提出してください。

なお、被保険者、事業所、事業主等の変更がある場合は、別途、各変更届を提出してください。

(3) 標準報酬月額について

○従前の標準報酬月額及び決定後の標準報酬月額は必ず記入してください。

※健康保険の標準報酬月額は「第1級（58千円）から第50級（1,390千円）の全50等級」です。

(4) 7月・8月・9月の月額変更について

- 月給者・パートタイム労働者の場合は、昇（降）給等により固定的賃金の変動のあった月以降、継続した3か月のいずれの月も17日以上を支払基礎日数が必要となります。
- 特定適用事業所に勤務する短時間労働者の場合は、昇（降）給等により固定的賃金の変動のあった月以降、継続した3か月のいずれの月も11日以上を支払基礎日数が必要となります。
- 下がりの月額変更の場合は4か月分（変動月の前月と以降3か月分）の賃金台帳簿の写しが必要**となります。
- 7月の月額変更該当する場合、算定基礎届の備考欄にその旨を記入し、別途、月額変更届を提出してください。算定基礎届は不要です。
- 8月・9月の月額変更該当予定者については、算定基礎届の備考欄にその旨を記入してください。賃金確定後、月額変更該当する場合は、別途、月額変更届を提出してください。なお、月額変更該当しない場合は、算定基礎届が必要となります。

(5) 報酬訂正について

- 報酬訂正を行う場合は、従前の標準報酬月額を決定した届出に係る報酬訂正届等を提出してください。
- 報酬訂正届を提出済みの場合は、従前の標準報酬月額を訂正してください。

(6) 事業所状況確認表について

- 事業所状況確認表は必ず記入してください。
- 8月・9月の月額変更該当予定者の記入枠が足りない場合は、別途、一覧表等を添付してください。

< 取扱いの変更について >

(1) 届出用紙でご提出された場合の決定通知書について

単票帳票への変更に伴い、処理完了後、「健康保険被保険者標準報酬決定通知書（算定）」を送付いたします。

なお、算定基礎届の控え等が必要な場合は写しを同封し、メモを添付のうえ提出してください。

(2) 電子申請届出の決定通知書について

電子申請届出の決定通知書は、全て申請元への配信となります。従来の紙媒体での郵送はいたしません。

決定通知書の希望形式は必ず「電子」として届出してください。

配信した決定通知書は、確認印の押印を省略しています。決定通知書記載の日付が確認日となります。ダウンロードのうえ保管してください。

◎ご不明な点については、健康保険組合業務課（03-3634-5151）までお問合せください。